## 酸 化 炭 0 貯 留 事 業 12 . 関 す んる法 律 -案に対 する 附

参議院経済産業委員会令和六年五月十六日

政 府 は、 法 施 行 に当たり、 次  $\mathcal{O}$ 諸 点に 0 いて適切な措 置を講ずべきである。

を 払 の の政 拭することに最大限努めること。理解を得るため、前面に立って丁寧に、(府は、二酸化炭素の分離回収、輸送、 説明すること。その際貯留に係る技術概要、 その際、二 5、二酸化炭素の地下貯留に伴う国民の様CCSを導入する意義や必要性等につい ,て広く Þ

用できる交付金制度を含め、関連する産業や雇用の創出等に向けた支援の仕組みを検討すること。るとともに、事業者に対し、こうした意見を十分に踏まえて事業を実施するよう求めること。あわせて、や地方公共団体、利害関係者を始めとする幅広い国民の多様な意見を丁寧に聴取し、それらの意見を十分一 CCS事業を実施する地域の選定に当たっては、北海道苫小牧市等の先行地域の事例を参考にしつつ、 分に地 地 域で活場住民

でき、事業者の負担は、鉱業法や環境影漏えいすることのな実施期間が長期にわれる。 CCS事業の特性 き、事業者の負担にも十分配、鉱業法や環境影響評価法等えいすることのないよう、公施期間が長期にわたる上、地区CS事業の特性として、分 分配 7配慮するよう努めること。 仏等を参考にしながら、必要な対応を検討すること。その際、最新の科学的な知品公等を参考にしながら、必要な対応を検討すること。とりわけ、環境の保全の観点が下の地質は不確実性を伴うことから、政府は、その実施に当たって、二酸化品分離回収、輸送、貯留に至るバリューチェーンの過程で多数の関係者が関与し、 な知見に基め観点から酸化炭素が事し、事業

几 政 は、 C С S 事 業  $\mathcal{O}$ 実 施 に当たって、 労働 寸 体 等 0 意見 も十分に踏まえ、 労 働 者 の安 全  $\mathcal{O}$ 確 保 に 万全を 期すこ

五. 貯 留事 業者によるモニタリング の内容 Þ 項 目 ( 貯 留事 業者 から 独立 行 政法 人 工 ネ ル ギ 金 属 鉱 物 資 源 機 貯

留 業場 めること。 理 務 を移 管 す Ź 際  $\mathcal{O}$ 要 件 Þ 期間 等 に 0 1 7 は、 透 明 性 を 確 保 L つ つ、 最 新  $\mathcal{O}$ 科 学的 な 知 見 に 11

ル廉 ギー化の取組を更に強化すること。なコストで二○五○年カーボンニュー業分野におけるCCS事業の支援に、鉄鋼等の脱炭素化が難しい事業分野 ートラルの実現に貢献できるとされる再:1努めるとともに、こうした支援と並行しいにおいて、グリーントランスフォーメー して、 三生可能エネルギー等の導入で、既に確立された技術をションの推進が図られるよ Mをもって低 よう、当該 B エネ

は制 加意 る 制 度 つつつ、 度設 C C の在 すること。 間 事 S事業を将来的に民間事業として自立させ、二○五○年カーボンニら方など、経済的な支援措置や制度的措置を早期に明確化すること。また、事業者が投資回収の予見性を確保できるよう、予算措で、分離回収に係る保安措置等の事業規制の在り方を含め、ビジネス・業者によるCCS事業への積極的な参入を促すため、過度な規制が 計 とすること。 化すること。その際、ソ、予算措置や税制場ビジネスモデル構築 ボンニュ 事 1 業 -トラル 推 進 フル実現への道のりを加速際、政府による財政支援措制措置、カーボンプライシ構築に向けた環境整備の検  $\mathcal{O}$ 阻 害 要因 لح な 5 11 -シング 検討、 よう留 措 速 置 で き を

関 含 術 なする施: を含む 該 8 С た脱 C S 技分離 炭 策 の回 事 研収に 素酸 研究開発の積極的な収に係る技術は、これで検討を加えたのいて検討を加えれたの研究開発の変化炭素の分離回収 係 の収 な推進により、カーボンリサイクCCSに限らず、カーボンリサイえ、必要があると認めるときは、 減と安全 の状況など、CCS収や液化二酸化炭素 性  $\mathcal{O}$ CCS事業 確 保 を 両 「シリサイクルに係る新たな産業分野の育成にも努めること。「ボンリサイクルの実施の前提となる共通技術であることから、「るときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。加え、業を巡る状況が著しく変化したときは、速やかにCCS事業に「設船等に係る技術開発の取組を強化すること。また、CCSを「設出、CCS事業の活用可能性を高めるため、直接空気回収技 措置を講ずること。加え、速やかにCCS事業に C C S を

九 事 C С 場 S 事  $\mathcal{O}$ 管 業 理 12 業 関 務 L て、 を 担 様 う 独 々 温立行政法-ペな専門的に 公人エネルジ知見を有る ギー・金属鉱物資源機 構 組 の体強 -制強化に取り組む化するとともに、 む 貯留 適 地  $\mathcal{O}$ 調 査

右決議する。